

社会福祉法人 弓削田福祉会

役員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人弓削田福祉会（以下「弓削田福祉会」という。）の役員が、弓削田福祉会の業務を遂行するために要した費用を弁償するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、弓削田福祉会の定款により定められた理事、監事をいう。
- (2) 「費用弁償」とは、弓削田福祉会における理事会及び評議員会並びに監事会上出席した場合における出席旅費又は弓削田福祉会の業務遂行のため出張した場合の出張旅費であり、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(費用弁償の支給)

第3条 役員が、弓削田福祉会における理事会及び評議員会並びに監事会上出席した場合には、1年間につき3,000円を旅費日当として支給する。

2 役員が理事長の命により出張した場合には、出張旅費を支給する。

(旅費の準用)

第4条 この規程で定めるもののほか、旅費の支給に関しては、社会福祉法人弓削田福祉会旅費規程を準用する。

(報酬等の支給)

第5条 役員及び評議員は、無報酬とする。

附 則

この規程は、令和5年3月4日から施行する。